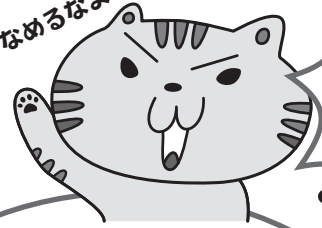


# 消費税に負けへんで!

## 民商でいっしょに対策を

なめるなよ



消費税  
NO!!

Q 消費税8%で商売ピンチ  
苦しくて折れそうです...

経営対策

### A 経営の見直しと 地域交流・つながりが大事

中小業者をおしつぶす消費税。それでも手を尽くして、何とか商売つづけましょう。こんな時こそ、民商で転嫁対策、経費見直し、資金ぐりなどに取り組みましょう。

また、業者どうし交流して、刺激と励まし合いが必要です。民商では経営交流、飲食店スタンプラリー、ものづくり連携など、地域に根ざした経営対策をひろげています。

Q 今年は5%? 8%?  
消費税の計算ややこし~

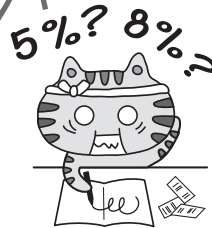
記帳・決算

### A 税率ごとに集計 先ず1~3月決算を早急に

今年3月まで5%、4月以降8%で計算します。月をまたぐ取引は判定が難しいため、先に「5%分の決算」を急ぎましょう。

これを機会に、民商の領収書整理会、エクセル会計、簿記教室などで、自分にあった記帳を見つけましょう。

10%になれば、軽減税率・インボイス方式の導入で、さらに大変な事務負担が。絶対に反対です。



Q 「呼び出し」「お尋ね」が  
税務署から送られた!

税務調査

### A 慌てずに民商へ 法律つかって対処バッチリ

税務署長は、調査の前に「事前通知」する必要があります。ところが実際は、「行政指導」の文書を郵送し、納税者をおどして、税務署に呼び出す違法行為がひろがっています。

一般の調査は、あくまで納税者の「理解と協力」を得て行われる任意調査です。手続き違反は調査無効です。民商で法律を学んで、税務署の横暴を許さないようにしましょう。

Q 8%で納税できるか不安  
国保・保険料も高すぎ...

納税・滞納

### A 放置したら危険 「納税の猶予」など申請を

消費税はもらえなくても自腹で納税させられます。その上、8%で税額は1.6倍に。滞納すれば、税務署がすぐに差押えします。

しかし、商売をつぶすような重税こそ間違いです。納められない時は「納税の猶予」や「滞納処分の停止」など法的措置を使いましょう。国保・社会保険料などにも適用できます。



民商  
いっしょに

中小業者が元気で街にぎわう

がんばって商売つづけよう

経営・税金 なんでも相談ダイヤル

☎0120-22-0000

民商おおさか

検索

